

○議長 小田 武人君

9 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

9 番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず 1 件目に芦屋中央病院の差額ベッドについて伺います。差額ベッド室とは、正式名称を特別療養環境といい、通常の部屋だけではなく特別に用意された入院室のことを示します。ホテルのように豪華な 1 人部屋から 2 人部屋、3 人部屋などさまざまですが、厚生労働省が定めた規格としては、病室の病床数は 4 床以下であること、病室の面積は 1 人当たり 6.4 平方メートル以上であること、病床のプライバシーを確保するための設備があること、少なくとも個人用の私物の収納設備、個人用の照明、小机等及び椅子の設備があることとなっています。そして最も大切な点は、通常の大部屋のように公的な医療保険がきかないということです。1 泊利用するごとに費用がかかり、その料金は全額負担となってしまいます。このように発生する医療費を差額ベッド代と呼んでいます。厚生労働省は 2018 年 3 月 5 日に差額ベッド代に関する新たな通知を出しています。そこでこの通知について内容としては、患者に特別療養環境室に係る特別の料金を求めてはならない場合として、1 点目に同意書による同意の確認を行っていない場合、2 点目に患者本人の治療上の必要に特別療養環境室へ入院させる場合、3 点目に病棟管理の必要性から特別療養環境室に入院させた場合であって、実質的に患者の選択によらない場合。これは例として、特別療養環境室以外の病室の病床が満床であるため、特別療養環境室に入所させた患者の場合という、こういった 3 つのケースを挙げております。

質問のまず第 1 点目は、中央病院の差額ベッドの場合、料金の現状はどのようになっているのか。また、近隣の病院と比べてどういうふうになっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

芦屋中央病院に確認しましたところ、病床数は 137 床で、そのうち差額ベッド料を徴収している病床数は 19 床で、全体に対する割合は 13.9% です。19 床の料金については、8,100 円が 2 床、5,400 円が 4 床、4,320 円が 9 床、2,160 円が 4 床となっています。

近隣の病院の差額ベッド料についてですが、3カ所伺っております。まず産業医科大学病院は、総病床数 678 床のうち差額費用徴収病床数は 91 床で、全体に対する割合は 13.4% です。料金は、こちらは個室のみの料金を伺っておりますが、3万 2,400 円、1万 2,960 円、1万 1,880 円、7,560 円となっています。福岡新水巻病院は、総病床数 227 床のうち

平成30年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

差額費用徴収病床数は80床で、全体に対する割合は35.2%です。料金は、1万2,960円、1万800円、5,400円となっております。遠賀中間医師会おんが病院は、総病床数100床のうち差額費用徴収病床数は20床で、全体に対する割合は20%です。料金は、9,780円、4,630円となっております。中央病院と近隣の病院を比べてみると、割高感はないものと思われま

す。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは2点目の厚労省の通知では支払わなくてもいい基準を明確にしていますが、実態との乖離についてはどのように認識しているのかをお伺いします。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

芦屋中央病院に確認しましたところ、厚生労働省が通知したとおりの対応をしており、実態との乖離はないということです。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

実態との乖離はないということですが、ということは、病院が料金を含む差額ベッド室について十分な説明を果たしていない、患者側の同意を確認していない、患者本人の治療上の必要な環境としての利用、病棟管理の必要性から差額ベッドを利用させた場合で、自主的に患者の選択によらない。つまりこういった病院側の都合で差額ベッドを使うことになっても、こちらからは望まない限り費用は発生しないという、そういったことを守っているというそういった点を確認してよろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

今、川上議員が言われたとおり、全て守っているということを確認しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、この支払わなくてもいい基準について、病院には説明責任をきちんと果たさせる。また、町民や患者には周知を徹底することが必要だと思いますが、こういったことはできないのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

芦屋中央病院に確認しましたところ、差額ベッドの料金については、病院のホームページに掲載し、また、病院1階受付のところの掲示板に掲示しているということです。差額ベッドについては、必ず使用の希望があるかどうかを患者さんに確認し、必ず当該個室に関する料金や設備の内容の説明を十分に行った上で、同意書にサインした後に入室していただいているということです。したがって、町としましては、病院は説明責任を果たし、問題なく手続が行われていると認識しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋中央病院ではそういったふうな対応がとられているということで、それはそれで結構なんです。ただ先ほども言いましたように、この周辺にはやはり差額ベッドを多数保有している病院があります。芦屋町の町民は全ての方が中央病院に入院するということにはならず、やはりこういった周辺の病院にも入院するということになります。

それでは、その実態がどんなになっているかという点ですね、二、三日前にもちょっと入院についての相談が私のところがありました。その内容としては大部屋のベッドが満床で個室に入ることが勧められてですね、そういった中で、しょうがなく了承して1日7,000円の個室料が支払われるが、どうにかならないかというそういった相談でした。それで今度はこういったふうには厚生労働省からもですね、病院の都合で個室に入られるときには無料になるという、こういったふうになっていますので、この通知を示して病院とお話をしたらどうですかということ言ったわけですけど。二、三年前もですね、やはり郡内の病院で個室料がやっぱり7,000円かかって、生命保険に入っているんで、どうにか払えるが、何でこんなに高いんだという、そういった相談もですね、ありましたので。やはりそういった周辺の病院にもですね、差額ベッド料を取っているという点では、やはり住民に対してこういったふうなときには、ケースの

平成 30 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

場合には、無料でできますということを知ることが必要だと思いますが。こういったことを民間病院、そういったところでやるということになれば、どこがやるのかということになると、調べましたところ、所管としては九州厚生局また県は医療指導課そういったことがですね、そういった指導行うとなっております。また医師会には福岡県の地域医療対策協議会という、そういったものもあります。こういったところでですね、やはりこういった通知をちゃんと守るように、そういった指導することはできないのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

芦屋中央病院は独法で自治体病院であります。それを守っており、もし中央病院のほうがこの基準を守っていないということであれば、こちらのほうから指導するなりすることはできますが、民間の病院に関しましては、こちらのほうから通知を出すとか、指導するということがなかなか難しいので、やはりちょっと患者さんのほうから言っていただくとか、よく病院のほうと話していただいた上での入院をしていただくとかいうような手続が必要ではないかと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

まだまだですね、こういった通知の実態はですね、知らされていないというのが現状ですね、やはりこの通知が広く注視されれば、お金のことが心配で入院をためらったり諦めたりするというそういったケースがですね、なくすことにつながると思います。やはり町としてもですね、何らかこういったことをですね、町民に周知するのを広報とかでもですね、載せることが必要ではないかなというふうに思います。もちろん、やっぱり周辺の病院にもですね、通知に沿った基準を患者さんに説明責任を果たせるということが必要であります。そういった点では、先ほどのようにですね、九州厚生局とか、そういった国、県、関係機関に対してですね、周知を丁寧にするようお願いすると。こういったことを取り組んでいる自治体もありますので、ぜひそこら近所をですね、今後、検討していただきたいというふうに思います。

この差額ベッドの何が問題なのかということですね、やはり一番の問題はお金のあるなしで療養環境が変わるということです。日本では基本的に認められていない混合診療を導入されているということです。経営的に利益の出る高い差額ベッドへ入る患者さんばかりが優遇されたり、環境設備もされていけば、低所得の方の医療と比較して、治療の格差が生まれるのではないかと思います。病院はお金があってもなくても、等しく安心してかかれるということが第一です。そ

平成 30 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

の理念を見失わないように、この制度を厳しくして続けていかなければなりません。診療報酬が年々下げられ、病院の経営も大変になっていることは事実です。そんな中で、差額ベッド料で何とかしたいと経営に目が奪われることは必然なのかもしれませんが、そもそも医療は何のためにあるのかしっかり考え、やはり国に対して病院経営が改善するように声を上げていくことが必要であるということをですね、強調いたしましてこの質問を終わります。

続いて、2 点目の子ども医療の高校卒業までの無料化について伺います。

全国各地の自治体が子ども医療の医療費助成制度を拡充しています。芦屋町でも中学 3 年生まで拡充し、子育て世代から歓迎されています。お金の心配なく、必要な医療を受けられるようにと求める世論や運動に押されたもので、通院時の窓口負担を高校卒業まで助成する市区町村は全体の 3 割にまで広がっています。国は今年度から助成自治体へのペナルティを一部廃止しましたが、更なる制度拡充へ、その姿勢が問われています。

そこで次の点を伺います。子ども医療費助成制度は子育て支援策と子供の貧困克服のために重要な事業ですが、この制度の役割と意義についてどのように考えているのかをまず伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

子供の医療費の一部を負担することにより、子育て世代の負担が軽減され、子供の疾病の早期発見と治療を促進することがこの制度の役割であると考えます。また、このことにより、子供の保健の向上と福祉の増進が図られることが大きな意義と考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

子供の医療費窓口負担をめぐっては、国が助成制度を設けていないということですね、未就学児は 2 割負担で、小学生以上は現役世代と同じ 3 割負担というようになっています。それに対して世論と運動が広がり、全ての自治体で独自の助成制度が行われております。

厚労省の調査によると、入院、通院とも 1, 7 4 1 の全市区町村、就学前以上を実施しており、中学校卒業するまでの助成をしている市区町村は 6 割になります。高校卒業までは、助成は 3 割となっています。茨城県の境町や奈良県の山添村では 2 0 歳まで、北海道の南富良野町では 2 2 歳までを対象にしています。2 0 0 6 年度に中学校を卒業以上の通院助成をしていた市町村は 2 % ほどでしたから、やはりこの十数年間で大きく前進しています。それはですね、やはり子供の医療を確実に提供する問題、また貧困に対する問題等々がある中で行われているわけなんで

平成30年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

すけど。

それでは2点目のですね、子供の医療費無料化を高校卒業まで引き上げることが子育て世代の負担軽減はもちろん、これからの結婚、出産を考える若い世代にとっても地元定着の大きな契機になりますし、若者の人口流出の歯どめの力になると考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

子供の医療費については、先ほど川上議員もおっしゃられたように、各都道府県及び各市町村が地方単独事業によりそれぞれの基準で助成を行っています。

福岡県では、制度改正により平成28年10月から助成対象が入通院とも未就学児までから小学校6年生までに拡大されました。芦屋町では、独自の制度として平成28年10月から通院の助成対象を小学校6年生までから中学校3年生までに拡大し、入通院とも中学3年生まで医療費の自己負担が無料となっております。県内では、平成30年4月1日現在で、助成対象を高校生に該当する年齢まで拡大しているのは、数市町となっており、それぞれ一定の自己負担がある状況です。

子供医療費助成制度は、持続可能な制度である必要があることから、財源面も含め、いろいろな観点から慎重に検討していく必要があると考えます。あわせて、郡内の状況についても注視していきたいと思っております。また、子供医療費助成制度については、子育て世代の負担を軽減し、子供の保健の向上と福祉の増進を図るため、地方単独事業としてではなく、国の制度として行うべきであると考えますので、国の施策として取り組むよう県町村会を通じて要望していきたいと思っております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

やっぱりこの制度をですね、拡充する中で、人口の流出を防ぐとか、また、若者の定着を図るとか、そういった自治体もですね、出てきております。言われたように、私たちとしてもですね、本来的には、これは国がやるべきことであって、国に国会でも求めていきますし、また、国ができないのであれば、地方で先進的に行っていくという、そういった観点からですね、この制度を取り組んでいます。

それでは3点目のですね、18歳まで引き上げた場合のですね、支給対象人数と費用はどのく

平成30年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

らいかかるのか。このことについて伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

平成30年10月末現在で、高校生の年齢に該当する人数は369人となっております。試算しました費用は約920万円で、平成29年度末の中学生の受給者数及び平成29年度の子ども医療費助成額を平成30年10月末の高校生の年齢に該当する人数に対して算出した推計額となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、この推計額が1人当たり医療費をいくらというふうに見込んでいるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

人数で割り戻しますと1人当たり2万5,000円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

現在ですね、これを高校生までの支給を行っている自治体やそれを予定しているところの試算を見ますと、大体1万2,000円から1万7,000円ぐらいを見込んで予算を組んでおります。ですから芦屋町ですればですね、先ほど言われた920万というふうに見込んでいると言われましたが、実際的には450万から600万円程度になるのではないかとこのように考えます。それと、確かに小学校1年から中学3年までの実績を見ますと、2万円を超えるような実績になります。ただ高校生になると、やはり体力とかもついてですね、体も発達しますし、そういった点では、病気にかかる割合が少なくなっていくということですね、ぐんところ減ってきます。ただふえてくるのは何かということですね、やはり高校生、クラブ活動、部活をやるので、部活で怪我をしたりとか、そういった点で整骨院にかかったりとか、そういったものがふえているというのが今の実態です。

今年度から国がですね、子供の窓口負担を無料化している自治体に強いていた国民健康保険の

平成30年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

国庫負担の減額のペナルティを世論と運動の中でですね、未就学児に限って廃止しました。この廃止することによって生じるですね、お金の使い道について、昨年12月5日の参議院厚生労働委員会で鈴木俊彦保険局長は「さらなる助成制度の拡充に使っても、それは禁止するものではない。」という、そういった答弁を行っております。

そこで質問しますが、芦屋町ではこのペナルティの廃止によって生まれてくる財源はどのくらいあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

こちらはペナルティというのが国保に関してのみになるんですが、約81万円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋町で人口が少ないのですね、それほど大きい数じゃありませんが。人口の多い都市圏では、これを財源にしてですね、さらなる拡充をやっているということですし、また芦屋町でも先ほど言いましたように、高校までの無料化を図ったとしても、私のほうの言った今の単価で言えば、450万から600万ということで80万をこれにつき込めば450万であれば、町の負担は370万程度ということで、それほど町にとって大きな財政負担になるという、そういった金額でもないような金額です。ですからやっぱりこういった制度を拡充していく中で、窓口負担が払えずに医療にかかれない子供たちの深刻な実態、こういったことをですね、解決していく必要があるのではないかとこのように思います。

この高校生までのですね、無料化を進める中でこういったメリットが出てくるのかということですが、11月30日のYAHOO!ニュースでですね、子供に潜む恐ろしい口腔崩壊の実情という記事が掲載されています。ちょっと読み上げますと、「口腔崩壊」という言葉を御存じですか。何とも恐ろしい響きです。これはまだ明確に定義されていませんが、10本以上虫歯がある、治療していない歯が何本もある、これらが原因で食べ物がかめられない状態をいいます。昨年、東京歯科保険医協会が小中学校を対象に行った調査では、アンケートに回答した小学校の約4割、中学校の約3割に口腔崩壊と考えられる子供がいたと答えていますということで、口腔崩壊というのがですね、大変、最近注目されています。11月の23日に開かれた保団連医療フォーラムでは、学校の歯科検診で虫歯が10本以上あり、要受診とされた7割が未受診であったことが報

平成30年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

告されました。もう1回よく検査しなければだめですよと言われた中で、7割の人が受けていないと。この理由として保護者に経済的余裕や時間的余裕がないといった声があって、貧困との相関関係が指摘されています。東京都は、中学校卒業まで東京23区では、窓口負担は無料ですが、多摩地区になると、市町村は1日200円が必要というふうになっています。東京歯科保険医協会の調査では、口腔崩壊の子供のいる小学校は23区が3割だった一方、多摩地区では5割に達しており、助成の有無が口腔状態に影響に及ぼしているというように指摘しております。負担があれば、貧困世帯では受診が厳しくなる。軽症のうちに医療にかかれば重症化をとめることができるのに、逆にペナルティを与えるのはおかしい。国こそが医療費助成制度を創出すべきですというふうなことも指摘しております。先ほども言ったようにですね、やはりそういった点では、国に対してですね、やはりこの医療費助成制度をですね、国がちゃんと言うことを認めるべきではないかと思いますが、その点では全国町村会等を通じてやっていくということですが、遠賀郡の町長会とか、そういったところでもですね、こういったことをやっぱり県や国に対して求めていく、そういったことが必要ではないでしょうか。これは町長に伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

すみません、ちょっと喉の調子が悪いもので、聞き取りにくいかと思いますが。

課長もさっきちょっと触れましたが、議員みずからも触れられたんですが、これは遠賀郡の町村会というだけでなく、全国町村会の一致した意見でありまして。実は先月の11月28日に全国町村会大会が安倍総理ほか閣僚御出席のもと、東京渋谷のNHKホールでこの大会が開催されました。その折にですね、この要望、全国町村大会要望の8項目め、少子化社会対策の推進ということで、まず、第1項目めにですね、子ども医療費助成事業について、国の制度として無料化を実施することということに、イの一番に、これ全国の統一した町村会の意見であるわけでありまして。そうした中ですね、今、要望しておりますので、この要望が次年度どのように反映されるかということですね、見守るべきだと私は思っております。それによって、その内容によっては芦屋町の単独で高校卒業まで、この医療費無料化を引き上げることが芦屋町にとっても少子化対策、それから若者の定住化促進のために必要だと私は考えております。このようにして全国規模で要望しておりますので、その推移を見守りながら決断をするべきだと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今後ですね、国の動向も見ながら、また町村としてもですね、そういった方向を強めていただきたいと思います。

それで今マスコミとか一部メディアの中にですね、こういった医療費の無料化によるストップをかけるような声も上がっています。過度な軽減は安易な受診につながり医療費が一段と膨らむ要因になると、こういったふうなことを指摘しています。しかし、保険医団体連合会の理事の本田孝也医師は、この間、医療費助成が進む中でも通院のレセプトは横ばいで推移しており、一部メディアが安易に受診する人がふえるという、夜間や休日などの時間外受診の件数は 2006 年が 72 万件であったのに、2017 年は 52 万 8,000 件に減少傾向です。制度が拡充され、軽減化が進む中でもですね、かえって減っているという状況が生まれています。また、医療費助成の拡充により、必要な医療を受けることができ、重症化が防止され、その結果、その時間外受診が減ったのではないのかというふうに考えると評価します。ただ、1 点ですね、ふえているものもあります。それは気づきにくい病気と言われている歯肉炎、歯周病など歯科受診検診は 35 万件から 161 万件、4.6 倍にふえているという状況です。これは必要な受診がふえた結果ですが、その結果として子供のうちに歯周病をきちんと治せば、将来に全身の疾病予防となり、長い目で見て医療費の増加を大きく抑えることにつながる。こういったことを指摘しています。それにもかかわらず、保護者や住民の願いを諦めさせたり、自治体の努力にブレーキをかける国の手法は正しくありません。国の責任で無料化を実現するべきだということをですね、強調しています。

先ほど町長は、全国町村会のお話をされましたが、全国知事会は 6 月に少子化対策の抜本強化を要請しています。子育て世帯の経済的負担の全般的な軽減の中で、全ての子供を対象とした助成制度の創設、ペナルティ措置を未就学に限らず全て廃止する。こういったことを求めています。ぜひですね、やっぱり全国知事会もこういったことを求めているので、これをやっぱり実現させるよう、国を動かしていかなければいけないと思いますが、それでは県の役割はどうなっているのかということです。これは、市町村だけではなくですね、県もやっぱり助成を行っております。調べてみますとですね、福島県、鳥取県は県として 18 歳まで高校卒業まで無料化をやっております。秋田県、群馬県、東京都、静岡県、京都府、それから徳島県、沖縄県、兵庫県、奈良県は 15 歳まで、中学校卒業まで県としてこれを行っているという状況です。それでは、この福岡県では県の助成制度はどのようになっているのでしょうか。その点を伺います。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

福岡県では 6 年生までとなっております。

平成 30 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

福岡県もですね、12歳までということですが、やはり県内の自治体がですね、努力しているんですから、福岡県自体もこれを15歳まで、中学校卒業までの助成に切りかえればですね、また県内の自治体はその負担軽減をもとにして、高校卒業までのですね、無料化というのでもできるようなこともできますので。やはりこの問題について、やはり全国的に見てもですね、18歳、15歳の助成をやっている県というのもどんどん出てきていますので、ぜひ福岡県にもですね、働きかけていただきたいと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど申しましたようにですね、全国町村大会の要望を審議する中で、これはまず第一に、県内の町村会の理事会に諮って、福岡県はこういう要望をしようということですので、当然これは国だけではなく、当然県にまずやって、それから国という手順になっておりますので間違いなく県にも強く要望いたしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

まあ県とか、特に国ですね、やはり今の国会なんかも見ているですね、社会保障費の抑制が先にあってですね、こういった政治ではなく、子供たちの健やかな成長を本気で支える政治への転換が必要です。国がやらないのであれば、自治体が先駆けて実現し、国を動かしていく。これが日本の子ども医療制度の現実です。子供の医療費助成は長い目で見て、医療費の増加を大きく抑える、いいことだらけの制度なんです。まあ先ほども言いましたようにですね、財源的にもそれほど大した負担ではないと考えます。初日の質疑でもありましたが、マイナンバー制度のコンビニ交付、これについても二千数百万の予算がありましたし、また今、芦屋町としても芦屋港湾の活性化を目指すということで、今、検討されていますが、ここでもですね、やっぱり相当のお金が使われます。そういったことによって芦屋町が活性化していった、環境をよくするということについてもですね、理解はできますが、やはり未来ある子供のやっぱり、健康や福祉や暮らし、そういったものをですね、優先的に考えるのがやっぱり町政じゃないかと思います。

最後にですね、子供の医療費の無料化の流れということですね、これは 1961 年のですね、岩手県の沢内村で、日本で初めてですね、ゼロ歳児の医療費無料化をですね、この沢内村の村長さんが実現させました。その後ですね、日本中の婦人の方々の運動によりですね、72 年には栃木県が県として初めて乳幼児医療制度を創設する。また 94 年には全都道府県で助成制度が実施されました。そして 2009 年には群馬県で中学校卒業までの完全無料化。そして 12 年には福島県で 18 歳以下の無料化。そして今現在ではですね、3 割の自治体が 18 歳までの無料化をかち取っています。長野県では、市町村レベルで見ればですね、7 割の自治体の実費でですね、無料化をやっているという、そういったふうにやはり子供の医療費無料化というのはですね、歴史の流れであり、その世論と運動でですね、実現されてきたということです。子供の貧困対策、若者の定住促進の観点からも早い時期のですね、実現を求めてこの質問を終わりたいと思います。

議長。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9 番 川上 誠一君

続きまして、3 件目の町民のニーズに応える町政について伺います。

私たち日本共産党がこの間に行った町民アンケートに町民の切実な意見が寄せられています。回答者の 60% が 60 代や 70 代の方が多かったんですが、暮らし向きは「著しく苦しくなった」、「少し苦しくなった」という人が 63% にも上っています。町民の願いを実現する町政の役割について伺います。まだ現在もですね、返ってきていますが、前回行った以上にですね、これだけのやっぱり町民の方々が切実に訴え、自分たちの暮らしをどうにかしてほしいという、本当に悲痛な声を上げています。特に私たちはやっぱり国政の問題についても聞きまして、まず 1 点目の国政に関しては、安倍首相が集団的自衛権を認め、憲法第 9 条を変えることに対して 60% の方が反対。賛成は 13% でした。国民が望んでもいないのに憲法を守るべき首相が国会や自衛隊に改憲を呼びかける。これは立憲主義の破壊であります。町は憲法を遵守することを国や関係機関に働きかけるべきではないでしょうか。このことについて町長に伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、まさに国会でまだ論議が始まっておりませんが、その入り口の論争であろうかと思っております。川上議員、アンケートをとられましてですね、60% の方が「反対」で「賛成」が 13% と。このアンケートのとり方もいろいろとあろうかと思いますが。私も川上議員の通告書をいただきまして、ちょっと新聞各社のアンケート、マスコミのアンケートをですね、読売新聞

平成30年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

は「賛成」が51%、「反対」が46%。一方、朝日新聞は「賛成」が30%、「反対」が58%。真逆の数値であるわけでございます。そしてNHKは「必要である」が29%、「必要ではない」27%。ここで大きなこの問題というのは、「どちらでもない」が約40%ぐらいあると。議員が言われたように、まだこの憲法論議というのはですね、まだ一般の方が浸透してないということの証であろうかと思っております。この憲法における平和の理念は遵守される基本的な理念、原則であります。憲法のあり方につきましては、国家、国民の基本にかかわる事項として、国会を中心に国民全体でしっかり論議されるべきものであろうかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

まあ、あの各種いろいろなアンケートがありますが、アンケートも先ほど言いましたように、内容の取り方次第によってはいろいろなばらつきも出てきますが、大体「反対」のほうが多いと。私たちは「反対」と「賛成」と「わからない」、「その他」ということで意見を求めたわけですけど。言われたように「わからない」というのも24.2%ということですね、あることも事実です。

それから、2点目ですね、消費税の10%の引き上げについては「賛成」が6%、「反対」が60%、「仕方がない」29%と圧倒的に納得していないのが現状です。消費税の8%への値上げが暮らし向きが苦しくなった原因の一つです。一番の景気対策は増税の中止です。消費税を10%に引き上げないことの働きかけを国や関係機関に申し入れるべきと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

この消費税問題はですね、喫緊の課題であろうかと思うわけですが。これはですね、このこともさきの全国町村大会の重点要望ということで、決議されております。これの8項目めに消費税率引き上げの確実な実施及び軽減税率相当額の恒久財源確保。平成31年10月に予定されている消費税率10%への引き上げについては、幼児教育の無償化を初め、その財源を活用した施策の実施が見込まれていることを踏まえ、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化を両立するため確実に行うことということで、このことも、これはもう重点要望として決議をされておるわけでございます。まあこの消費税の引き上げについては、間違いなく賛成、反対と色々な御意見があろうかと存じますが、国や地方自治体における厳しい財政状況のもと、年金、

平成30年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

医療、介護の社会保障費の急増への対応、さらに子育て、教育を充実させる少子化対策という、このような現状を考えてみましても、予定されております消費税、地方消費税率の引き上げを行うことは必要であろうかと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

消費税を上げることによって、福祉の財源に使うという、これはもう消費税導入のときからですね、言われてきたことですが。でも最終的に今までの決算をしてみますと、消費税を上げて入った税収分だけ使われた部分はどこかと言えば、それは大企業への優遇税制、そして大金持ちの減税、これと金額と消費税の増税額が全く一緒なわけです。巡り回っていけば、消費税増税は大企業や金持ちのために使われているというのが実態です。

それでは3点目にですね、実現してほしいことで一番多かったのは、生活できる年金制度の確立が上げられています。町に対しては1番に介護保険料の引き下げ、とそれに関連し、高齢者・障害者福祉の充実、2番目にごみ袋料金などの公共料金の引き下げ、3番目に国保税の引き下げ、4番目に交通網の拡充、5番目に自衛隊機の騒音対策などが上げられています。町はそれぞれの町民の願いに応える対策をどうするのかを伺います。簡単にお問い合わせいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

まず、介護保険料について説明をさせていただきます。

芦屋町は、県内33市町村で構成する福岡県介護保険広域連合の構成市町村でございます。保険者である広域連合において介護保険料が3年ごとに決定されています。

介護保険料は、広域連合が将来の認定率や給付水準などを踏まえ、介護保険制度の持続性を担保した上で決定することになっております。また、介護保険料の所得段階を平成30年度より16段階から25段階へふやし、所得に応じてきめ細かく設定し、負担が軽減されるよう配慮されております。国においても、消費税が10%引き上げされるときに市町村民税非課税世帯を対象として、介護保険料の軽減措置が完全実施され、介護保険制度の仕組みとして負担軽減が図られる予定となっております。しかしながら厚生労働省は、地方公共団体が一般財源を投入して介護保険料を減免または軽減することは、被保険者間の公平性の担保、健全な介護保険財政の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないという考え方を従前より示しております。本町の考え方としましては、国の施策に加え、介護予防等を進めることで介護給付費を抑制することに努め、

平成30年第4回定例会（川上誠一議員一般質問）

結果として介護保険料の抑制を目指してまいりたいと考えております。

次に、介護保険を利用した場合の自己負担についてでございます。ケアプランに基づいて介護サービスを利用したときは、原則として費用の1割、一定の所得がある方は2割または3割をサービス事業者を支払うこととなります。これは、介護保険法に被保険者へのサービス費用の支給割合が規定されていることに基づいております。自己負担の軽減措置については、高額介護サービスや高額医療・介護合算制度に該当する場合は、現行の制度上、対応が可能でございます。

最後に高齢者・障害者福祉の充実についてでございます。本町におきましては、高齢者の福祉施策を網羅した高齢者福祉計画を3年ごとに、障害者の福祉施策を網羅した障害者計画を6年ごとにそれぞれ策定し、当該計画に基づいて福祉の充実に努めております。

平成30年1月に実施した芦屋町コミュニティ活動状況調査における町民アンケート結果では、高齢者福祉及び障害福祉とも満足度のポイントが町の各種施策を平均した値よりも高く、あわせて3年前の調査より向上しており、町民の皆さんから一定の評価を得ているものと考えております。今後とも、両計画に基づき、必要に応じて広域連携を行いながら、高齢者福祉及び障害者福祉の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

ごみ袋料金の引き下げについては、遠賀・中間地域広域行政事務組合においてもよく議論に上がる案件でございます。ごみ処理にかかわる総経費等を考えた上で、ごみ袋料金の引き下げは行っていない状況です。有料指定袋になった導入経緯として、ごみの排出量に比例する料金負担とすること。また、分別の徹底を図ることで、ごみ減量を促進することが目的となっております。

町では、リサイクルできるものなどしっかりと分別することで、ごみ袋の使用枚数を抑えることが可能となりますので、各御家庭で努めていただけるようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

住民課長。

○住民課長 藤永 詩乃美君

国保税の引き下げについてですが、国民健康保険は制度改革により、本年度から県が町とともに運営を担うこととなりました。これに伴い、芦屋町では国民健康保険運営協議会において、国民健康保険税の賦課方式、保険税率、税額の検討がなされ、平成30年度から賦課方式を変更し、保険税率及び金額が改正されました。国保会計は引き続き赤字補填のため、一般会計からの繰入

平成 30 年第 4 回定例会（川上誠一議員一般質問）

金、予算上では 5, 0 0 0 万円を受けており、国保財政は厳しい状況にあります。県の国保運営方針の中で、赤字補填のための繰入金については、今後 6 年を目安に計画的・段階的な解消・削減に努めることとなっているため、国民健康保険税の引き下げについては難しいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

交通網の拡充につきましては、平成 2 9 年度に策定した芦屋町地域公共交通網計画において、公共交通の取り組みの基本方針を踏まえ、計画の目標と目標達成状況を評価するための数値指標を定めて、各事業に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

自衛隊機の騒音対策について、お答えいたします。

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第 4 条で、国は、政令で定めるところにより自衛隊機の航空機の離発着等の頻繁な実施により生ずる騒音に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域に当該指定の際に現に住所を有する住宅について、その所有者または当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、または軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るべきものとされています。そのため、住宅防音工事は国、防衛省が行うべき助成事業であると考えております。

芦屋飛行場周辺の防音工事対象時期は、昭和 5 8 年 3 月 1 0 日以前に建てられた住宅が対象となり、対象区域としては、大城、浜口、栗屋、緑ヶ丘、正門町の一部が対象となっております。芦屋町基地対策協議会では、毎年、九州防衛局へ昭和 5 8 年 3 月 1 0 日以降に建築された住宅や区域外地域についても対象となるよう要望活動を行っております。また、防衛施設周辺整備全国協議会より、防衛施設周辺整備対策に関する個別要望事項で、住宅防音事業に関し、制度改正、指定区域の拡充等の要望を毎年行っております。

直接的な騒音対策とはなりません。山鹿地区ではNHK放送受信料の補助事業を町単費で助成事業を実施しております。防衛施設周辺放送受信事業の見直しに伴い、本年 8 月 3 1 日より芦屋地区のNHK放送受信助成が、住宅防音工事を完了した世帯については、廃止という形になっておりますので、それにつきましては 6 月の定例会の一般会計補正予算におきまして、芦屋地区テレビ受信料補助金として町単費で補助を行うよう予算措置を行っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、まず町長の答弁についてですね、町民の命と暮らしを守り、福祉の充実に努めるのが地方自治体の本旨、責務をどう実行するかというのが町民に対する町長の姿勢が問われるのが憲法改悪と消費税の問題です。国の政治が町民の暮らしに直接影響する町民に不利益を及ぼす施策には町民の立場で国に物を言う毅然とした態度、凜とした態度で臨み、責務を果たすことが町長の役割であると私は思います。ぜひそういった立場をとっていただきたいというふうに思います。またいろいろな要望については今後のですね、議会の論戦の中でですね、具体的に実現できるように私たちも提案を踏まえてやっていきたいと思っています。

アンケートの中にですね、私たちの町、芦屋町はどこがいいと思いますかという設問をしました。「自然環境がよい」、「福祉サービスがよい」、「教育環境がよい」、「町の施設が充実している」、「地域コミュニティがよい」、「役場の対応がよい」、「子育て支援がよい」などで。この結果ですね、1位は「自然環境がよい」58.2%です。2位が何と「役場の対応がよい」、これが13.2%です。よくですね、「役場の対応が悪い」とか、「職員が働いていない」等々の声が聞かれます。しかしですね、職員が住民生活が向上するようにと真摯に住民と向き合い、対応していけば、住民はちゃんとその姿勢を評価してくれるということです。住民にとって一番必要な情報を持っているのは職員ですから、上から目線ではなく、住民と同じ目線から情報を提供していくなら、ちゃんと評価し、もっと認めてもらえるようになると思います。そこに全体の奉仕者である自治体労働者としての自覚と誇りを持って働くことができるというふうに私は考えます。

また、議会に対しても「議会の質が落ちている」、「明瞭な議会運営を」、「各議員の活動が見えない」などの意見が寄せられています。議会もこれらの声に真摯に応えなければいけません。

「所得が低いのに国保税や住民税、年金などの引き落としで家賃も払えない。どうにかしてほしい」など、これからの暮らしの不安を訴える悲痛な声が多く寄せられています。日本共産党は、こうした意見を議会での質問やまた直接担当課に伝えて、町民の皆さんの暮らしが少しでもよくなるように、全力で取り組むことを表明いたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。